

懲罰（コンプライアンス）委員会規定

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下、本協会という）に所属する選手およびスタッフが、法律に反し、あるいは本協会の名誉を傷つける等の行為を行った場合、当該選手およびスタッフを処分・指導し、それによって本協会の名誉を保持し、あわせてデフバレーボール競技の発展・向上に寄与することを目的とする。

（組織）

第2条 委員会は次の委員をもって構成する。

- （1） 本協会理事長 1名
- （2） 本協会副理事長 2名
- （3） 本連盟理事 1名
- （4） 理事長が指名する有識者 1名

2 委員長は原則として本協会理事長がこれを務める。

3 第1項の委員が処分・指導の対象となっているデフバレーの関係者である場合、当該事案の審議に限り、これを委員から除外する。その場合、欠員となった委員を補充するよう努めなければならない。ただし、委員の補充が困難である場合には、欠員とすることができる。

4 本協会顧問は、委員会に出席し、求められた場合には意見を述べることができる。ただし、顧問は議決権をもたない。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 第2条第3項の定めに基づいて欠員が生じ、委員が補充された場合、補充された委員の任期は、当該事案についての処分の決定及び解除の手続きが終了するまでとする。

（委員会の運営）

第4条 委員会は処分の決定および解除等、該当事由が生じたと判断されたとき、委員長がこれを招集する。

2 第1項の他、以下のような場合、委員長は委員会を招集できる。

- （1） 定例会議
- （2） 3分の2以上の委員から開催の要請があった場合
- （3） 委員長が必要と判断した場合

3 委員長は委員会の議長となり、会を主宰する。

4 委員会は顧問を除く過半数の出席がなければ、その議事を開き。決議することはできない。ただし、委任状が提出された場合には出席と見なす。

5 委員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、委員会に出席できない委員は、書面をもって決議に参加することができる。

(処分事由)

第5条 懲戒処分の対象は、次のいずれかに該当する行為とする。

(1) パワーハラスメント行為、セクシュアルハラスメント行為、その他のハラスメント行為を行うこと

(2) 本協会のドーピングに関するルールに違反すること

(3) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと

(4) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領又は不適切な支出等の不正経理を行うこと

(5) 故意又は重大な過失により、本協会に損害を与えること

(6) 反社会的勢力と関係を有すること

(7) 法令等又は本協会の定める規程等に違反すること

(8) その他本協会の品位を害し、又は本協会の名誉を害する行為を行うこと

(調査)

第6条 本協会の関係者は、処分の対象となることが疑われる事由を探知した場合、コンプライアンス委員会に対し、その内容を報告するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会規程に基づいて前項の報告事由に対処するものとし、懲戒相当と判断した場合、処分案等を理事会に答申する。

(違反行為に対する処分の種類)

第7条 本協会は、違反行為を行った者に対して、違反行為の態様、結果の重大性、経緯、情状等に応じて、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員・本協会に登録している指導者に対する処分の種類

(ア) 戒告 : 口頭による注意を行い、将来を戒める。

(イ) けん責 : 文書による注意を行い、将来を戒める。

(ウ) 降格 : 下位の役職に移行させる。

(エ) 懲戒解雇・解任 : 予告期間を設けることなく、即時解雇又は解任する。

(2) 本協会に登録している競技者に対する処分の種類

(ア) 戒告 : 口頭による注意を行い、将来を戒める。

(イ) けん責 : 文書による注意を行い、将来を戒める。

(ウ) 登録停止 : 一定期間、本協会の登録者としての資格を停止する。

(エ) 除名 : 永久的に本協会の登録から除外する。

2 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

3 前項の懲戒のほか、第2条に定める者が協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償させることがある。

(不服申立て)

第8条 本協会の処分に関する決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は本協会事務局がこれにあたる。

付則

この規則は2023年4月1日から施行する。